

結の会会則 (令和元年 5月26日一部改正)

新	備考
<p>(役 員)</p> <p>第5条 本会は、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1 名 (2) 副会長 1 名 (3) 会計 2 名</p> <p>(4) 書記 2 名 (5) 監事 2 名 (6) 運営委員 若干 名</p> <p>なお、必要に応じて役員を設置増減員することが出来る。</p> <p>(退 会)</p> <p>第11条 会員が次の各号に該当する場合、本会を退会することができる。</p> <p>(1) 結の会会長が別に定める退会の意思を示す届を提出した場合。</p> <p>(2) 本人が、結の会としての活動をすることが出来なくなったとき。</p> <p>(3) 再三の指摘や注意にもかかわらず、ルールや規則違反を繰り返す会員に対し、役員会に諮り出席者の過半数の賛成があれば、会長権限により退会させることが出来る。 その場合以後1年間は再登録は出来ないものとする。</p> <p>(開場当番)</p> <p>第13条 開場当番をするに当たり、結の会が開催する講習会を受講して 開場当番認定証を取得しなければならない。</p>	<p>第5条(2)修正、第11条(3)及び第13条を追加(赤字部分)</p>

旧	備考
<p>(役員)</p> <p>第5条 本会は、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 会計 2名</p> <p>(4) 書記 2名 (5) 監事 2名 (6) 運営委員 若干名</p> <p>なお、必要に応じて役員を設置増員することが出来る。</p> <p>(退会)</p> <p>第11条 会員が次の各号に該当する場合、本会を退会することができる。</p> <p>(1) 結の会会長が別に定める退会の意思を示す届を提出した場合。</p> <p>(2) 本人が、結の会としての活動をする事が出来なくなったとき。</p>	